

○辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年12月28日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年辰野町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の周知)

第2条 町長は、条例第2条の公募を行うに当たっては、公正を期するため、町の広報紙、町ホームページ等への掲載その他適切な方法により一般に周知するものとする。

(申請資格)

第3条 条例第3条に規定する指定を受けようとする者は、団体であって次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定の取消を受けたことのある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する申請書は、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 条例第3条に規定する書類は、申請をするものが法人である場合にあっては、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (2) 当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書並

びにそれぞれの事業年度における財務状況を説明する書類

(4) 指定を受けようとする施設の管理業務の計画書及び収支計画書

(5) 納税を証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 条例第3条に規定する書類は、申請をするものが法人でない場合にあつては、次に掲げる書類とする。

(1) 団体の設立を定めた規約その他これに類する書類

(2) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書

(3) 指定を受けようとする施設の管理業務の計画書及び収支計画書

(4) 納税を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(選定委員会及び審査会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、辰野町公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び辰野町指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 町長等は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定にあつては、選定委員会の意見を聴くものとする。

3 選定委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

4 選定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

9 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

10 委員は、指定管理者に応募した団体の代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている場合は、その審議に加わることができない。

11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

12 選定委員会は、条例第3条に規定する指定を受けようとする者からヒアリング等をお

こなう場合は、審査会の出席を求めることができる。

13 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

14 審査会は、選定委員会が選定した候補者の選定に関し審査をおこなう。

15 前項の規定のほか、審査会の運営に関し必要な事項は、要綱で定める。

(候補者の選定通知)

第6条 町長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請のあった全ての申請者に対し、辰野町指定管理者候補者選定（不選定）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、条例第5条第4号の規定により再度の選定をしたときは、再度の選定により指定管理者の候補者となった申請者に対し、前項の規定による通知を取り消し、再度、辰野町指定管理者候補者選定（不選定）通知書により通知するものとする。

(指定管理者の指定通知)

第7条 町長は、条例第6条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに辰野町指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 次の各号に掲げる告示は、それぞれ同号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第6条第2項の規定による指定の告示

ア 公の施設の名称

イ 指定管理者の名称及び所在地

ウ 指定期間

(2) 条例第10条第3項の規定による申請内容の変更の承認の告示

ア 公の施設の名称

イ 指定管理者の名称及び所在地

ウ 変更を承認した事項

エ 変更を承認した日

(3) 条例第13条第2項の規定による指定の取り消しの告示

ア 公の施設の名称

イ 指定を取り消した団体の名称及び所在地

ウ 指定を取り消した日

(4) 条例第13条第2項の規定による業務の停止の告示

- ア 公の施設の名称
- イ 指定管理者の名称及び所在地
- ウ 停止を命じた業務の内容
- エ 停止を命じた期間

(5) 条例第18条第2項の規定による町長による管理等の告示

- ア 公の施設の名称
- イ 町長による管理を開始する旨又は終了する旨
- ウ 町長による管理を行う業務
- エ 町長による管理を開始する日又は終了する日

(申請内容の変更の承認等)

第9条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により、申請内容の変更の承認を受けようとするときにあつては辰野町指定管理者申請内容変更承認申請書（様式第4号）を、指定を辞退しようとするときにあつては辰野町指定管理者指定辞退承認申請書（様式第5号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査し、辰野町指定管理者申請内容変更承認（不承認）通知書（様式第6号）又は辰野町指定管理者指定辞退承認（不承認）通知書（様式第7号）により指定管理者に通知しなければならない。

3 条例第10条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとし、指定管理者は、同項の規定により、辰野町指定管理者申請内容変更届（様式第8号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 指定管理者の役員（代表者を除く。）の変更
- (2) 事業計画及び収支予算等に係る変更であつて、町長が届け出を要す軽微な変更と認めたもの
- (3) その他町長が届け出を要す軽微な変更と認めたもの
(指定の取消通知等)

第10条 町長は、条例第13条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときにあつては辰野町指定管理者指定取消通知書（様式第9号）により、指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命ずるときにあつては辰野町指定管理者業務停止命令書（様式第10号）により通知しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第11号）

この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（令和元年10月30日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

辰野町公の施設に係る指定管理者の指定申請書

年 月 日

(申請先) 辰野町長 殿

申請者

所在地 〒

団体名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

様式第2号(第6条関係)

辰野町指定管理者候補者選定(不選定)通知書

辰 一
年 月 日

様

辰野町長

貴 は、下記の公の施設の指定管理者候補者に選定されました(選定されませんでした)ので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により通知します。

記

公の施設の名称

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、辰野町長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を被告とし代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先
課 係
電話 内線

様式第3号(第7条関係)

辰野町指定管理者指定通知書

辰 一
年 月 日

様

辰野町長

貴 〃 を、下記の公の施設の指定管理者に指定しましたので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により通知します。

記

1 公の施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

問い合わせ先	
課	係
電話	内線

様式第4号(第9条関係)

辰野町指定管理者申請内容変更承認申請書

年 月 日

(申請先)辰野町長 殿

申請者
所 在 地 〒
団 体 名
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書又はその添付書類の内容について変更
したいので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の
規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更に係る公の施設の名称

2 変更の内容

変更前	変更後

様式第5号(第9条関係)

辰野町指定管理者指定辞退承認申請書

年 月 日

(申請先) 辰野町長 殿

申請者

所在地 〒

団体名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

指定管理者の指定を辞退したいので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定を辞退する公の施設の名称

2 辞退の理由

様式第6号(第9条関係)

辰野町指定管理者申請内容変更承認(不承認)通知書

辰 一
年 月 日

様

辰野町長

年 月 日付けの申請内容変更承認申請について、下記のとおり決定しましたので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------------|-------|--------|
| 1 承認の可否 | 承認します | 承認しません |
| 2 承認の条件 | | |
| 3 承認しない場合、その理由 | | |

備 考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、辰野町長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を被告とし代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先
課 係
電話 内線

様式第7号(第9条関係)

辰野町指定管理者指定辞退承認(不承認)通知書

辰 一
年 月 日

様

辰野町長

年 月 日付けの指定辞退承認申請について、下記のとおり決定しましたので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の可否
- 承認します承認しません
- 2 承認の条件
- 3 承認しない場合、その理由

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、辰野町長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を被告とし代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先	
課	係
電話	内線

様式第8号(第9条関係)

辰野町指定管理者申請内容変更届

年 月 日

(申請先)辰野町長 殿

申請者

所 在 地 〒

団 体 名

代表者氏名

担当者氏名

連 絡 先

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書又はその添付書類の内容について変更したいので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更に係る公の施設の名称

2 変更の内容

変更前	変更後

様式第9号(第10条関係)

辰野町指定管理者指定取消通知書

辰 一
年 月 日

様

辰野町長

年 月 日付け辰 一 で通知した指定管理者の指定を取消したので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 指定の取消しに係る公の施設の名称
- 2 取消し年月日
- 3 取消しの理由

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、辰野町長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を被告とし代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先	
課	係
電話	内線

様式第10号(第10条関係)

辰野町指定管理者業務停止命令書

辰 一
年 月 日

様

辰野町長

年 月 日付け辰 一 で通知した指定管理者の指定に係る業務の停止を命ずるので、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第10条の規定により通知します。

記

- 1 業務の停止に係る公の施設の名称
- 2 停止対象業務
- 3 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務停止命令の理由

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、辰野町長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を被告とし代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先	
課	係
電話	内線

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 9 号 (第10条関係)

様式第10号 (第10条関係)